

文化財保護法の一部を改正する法律案要綱

第一 登録無形文化財

一 無形文化財の登録等

1 文部科学大臣は、重要無形文化財以外の無形文化財のうち、その文化財としての価値に鑑み保存及び活用のための措置が特に必要とされるものを文化財登録原簿に登録することができるものとする。

(第七十六条の七第一項関係)

2 文部科学大臣は、1の登録をするに当たっては、当該登録をする無形文化財の保持者又は保持団体を認定しなければならぬものとする。

(第七十六条の七第三項関係)

二 登録無形文化財の登録の抹消

文部科学大臣は、登録無形文化財について、重要無形文化財に指定したとき等は、その登録を抹消するものとする。

(第七十六条の八第一項から第三項まで関係)

三 保持者の氏名変更等

登録無形文化財の保持者が氏名若しくは住所を変更し、又は死亡したとき等は、保持者又はその相続

人は、その事由の生じた日から二十日以内に文化庁長官に届け出なければならぬものとし、当該届出をせず、又は虚偽の届出をした者について過料を科するものとする。

(第七十六条の九及び第二百三条第二号関係)

四 登録無形文化財の保存

文化庁長官は、登録無形文化財の保存のため必要があるときは、登録無形文化財について自ら記録の作成、伝承者の養成等の適当な措置を執ることができるものとし、国は、保持者、保持団体又は地方公共団体その他その保存に当たることが適当と認められる者（以下「保持者等」という。）に対し、その保存に要する経費を補助することができるものとする。 (第七十六条の十第一項関係)

五 登録無形文化財の公開

文化庁長官は、登録無形文化財の保持者又は保持団体に対しては登録無形文化財の公開に関して、登録無形文化財の記録の所有者に対してはその記録の公開に関して、必要な指導又は助言をすることができるものとし、国は、その公開に要する経費を補助することができるものとする。

(第七十六条の十一関係)

六 登録無形文化財の保存に関する指導又は助言

文化庁長官は、登録無形文化財の保持者等に対し、登録無形文化財の保存のため必要な指導又は助言をすることができるとすること。
(第七十六条の十二関係)

七 登録無形文化財保存活用計画の認定

1 登録無形文化財の保持者等は、登録無形文化財の保存及び活用に関する計画（以下「登録無形文化財保存活用計画」という。）を作成し、文化庁長官の認定を申請することができるとすること。

(第七十六条の十三第一項関係)

2 登録無形文化財保存活用計画には、当該登録無形文化財の名称、当該登録無形文化財の保存及び活用のために行う具体的な措置の内容、計画期間等を記載するものとする。

(第七十六条の十三第二項関係)

3 文化庁長官は、1の認定の申請があつた登録無形文化財保存活用計画の実施が当該登録無形文化財の保存及び活用に寄与するものであると認められること、円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること等の基準に適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

(第七十六条の十三第三項関係)

第二 登録無形民俗文化財

一 無形の民俗文化財の登録

文部科学大臣は、重要無形民俗文化財以外の無形の民俗文化財のうち、その文化財としての価値に鑑み保存及び活用のための措置が特に必要とされるものを文化財登録原簿に登録することができるものとする。

(第九十条の五第一項関係)

二 登録無形民俗文化財の登録の抹消

文部科学大臣は、登録無形民俗文化財について、重要無形民俗文化財に指定したとき等は、その登録を抹消するものとする。

(第九十条の六第一項から第三項まで関係)

三 登録無形民俗文化財の保存

文化庁長官は、登録無形民俗文化財の保存のため必要があると認めるときは、登録無形民俗文化財について自ら記録の作成、伝承者の養成等の措置を執ることができるものとし、国は、地方公共団体その他その保存に当たることが適当と認められる者(以下「保存地方公共団体等」という。)に対し、その

保存に要する経費の一部を補助することができるものとする。

(第九十条の七第一項関係)

四 登録無形民俗文化財の記録の公開

文化庁長官は、登録無形民俗文化財の記録の所有者に対し、その記録の公開に関して必要な指導又は助言をすることができるとし、記録の所有者がその記録を公開する場合には、国は、その公開に要する経費を補助することができるものとする。

(第九十条の八関係)

五 登録無形民俗文化財の保存に関する指導又は助言

文化庁長官は、登録無形民俗文化財の保存地方公共団体等に対し、登録無形民俗文化財の保存のために必要な指導又は助言をすることができるとする。

(第九十条の九関係)

六 登録無形民俗文化財保存活用計画の認定

1 登録無形民俗文化財の保存地方公共団体等は、登録無形民俗文化財の保存及び活用に関する計画（以下「登録無形民俗文化財保存活用計画」という。）を作成し、文化庁長官の認定を申請することができるものとする。

(第九十条の十第一項関係)

2 登録無形民俗文化財保存活用計画には、当該登録無形民俗文化財の名称、当該登録無形民俗文化財

の保存及び活用のために行う具体的な措置の内容、計画期間等を記載するものとする。

(第九十条の十第二項関係)

3 文化庁長官は、1の認定の申請があつた登録無形民俗文化財保存活用計画の実施が当該登録無形民俗文化財の保存及び活用に寄与するものであると認められること、円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること等の基準に適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

(第九十条の十第三項関係)

第三 地方公共団体による文化財の登録

一 地方公共団体の区域内に存する文化財の登録

地方公共団体は、条例の定めるところにより、重要文化財等以外の文化財で当該地方公共団体の区域内に存するものうち、その文化財としての価値に鑑み保存及び活用のための措置が特に必要とされるものを当該地方公共団体の文化財に関する登録簿に登録して、その保存及び活用のため必要な措置を講ずることができるものとする。

(第百八十二条第三項関係)

二 一に係る登録をした文化財の登録の提案

都道府県又は市町村の教育委員会は、一に係る登録をした文化財であつて文化財登録原簿に登録されることが適当であると思料するものがあるときは、文部科学大臣に対し、当該文化財を文化財登録原簿に登録することを提案することができるものとする事。 (第百八十二条の二第一項関係)

第四 施行期日等

一 施行期日

この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする事。ただし、第三は、令和四年四月一日から施行するものとする事。 (附則第一項関係)

二 その他所要の改正を行うものとする事。